破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３４５号
北九州市若松区二島５丁目２番３号
債務者　井川　昌子（旧姓原田・日比生）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５９号
北海道北斗市七重浜７丁目９番39号　寿荘２Ｆ右
債務者　高橋　千春
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６４号
北海道函館市高松町317番地９
債務者　納谷　智大
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７５号
函館市日吉町３丁目43番８―302号
債務者　池田　千穂
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字佐野94番地
債務者　佐藤　雄治
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４４号
岐阜県揖斐郡池田町萩原135番地の８、住民票上の住所岐阜県養老郡養老町三神町57番地１
債務者　水野　史子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
北海道北見市若葉４丁目６番３―11号
債務者　佐々木進一
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第７０９号
さいたま市中央区本町東７丁目７番21号、住民票上の住所埼玉県川口市大字里991番地の２　朝日プラザ鳩ヶ谷クレセント415号
債務者　森　　健志
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2322番地１　プランタン203号室
債務者　渡邉ゆかり（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
神奈川県座間市栗原中央１丁目31番23号　セントラル栗原Ⅱ―102号
債務者　月精　友理
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３９号
相模原市中央区上溝3834番地
債務者　池田　照明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４８号
神奈川県座間市座間２丁目887番地の５
債務者　高橋　美雪
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０５号
静岡県沼津市大塚305番地の１
債務者　渡邉　一広
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
熊本市北区龍田１丁目24―41　しら川三協荘102、住民票上の住所熊本市北区龍田１丁目18番28号
債務者　奥村ユイ子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３８１号
埼玉県白岡市下野田830番地２
破産者　ネクスト株式会社
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
埼玉県久喜市桜田３丁目５番１－８－405
破産者　株式会社完美
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
埼玉県本庄市児玉町共栄329番地
破産者　有限会社山口精機
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４８２号
東京都千代田区丸の内１丁目１番１号　パレスビル３階
破産者　グラス・ワン・テクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部